

第二十四回 参議院商工委員会會議録第二十三号

(三五八)

昭和三十一年四月二十日(金曜日)午後二時二十一分開会

出席者は左の通り。

理事

西川弥平治君

白川 一雄君

阿具根 登君

河野 謙三君

委員

古池 信三君

高橋 備君

吉米地義三君

中川 以良君

深水 六郎君

海野 三朗君

上條 愛一君

小松 正雄君

藤田 進君

國務大臣

石橋 湛山君

通商産業大臣

岩武 照彦君

通商産業大臣

臣官房長

徳永 久次君

通商産業省

企業局長

佐久 洋君

事務局側

山本友太郎君

説明員

大蔵省主計局主計官

鳩山威一郎君

参考人

日本開発銀行総裁

小林 中君

中小企業金融公庫総裁

坂口 芳久君

本日の会議に付した案件

○経済自立方策に関する調査の件(産業金融に関する件)

○中小企業振興資金助成法案(内閣提出、衆議院送付)

○理事(阿具根登君) それではただいまから委員会を開きます。

日程に追加して、経済自立方策に関する調査の一環として産業金融に関する件を議題といたします。

本件に關しましては、事務局の手落ちで、本日の公報に記載漏れとなっており、委員長としては、まことに遺憾に存しますが、御了承願いたいと存じます。

なお、本件については、かねてより海野委員より開発銀行総裁の御出席方を毎々御要望になっておりましたので、本日開銀総裁の出席をわずらわしました。小林開銀総裁を参考人とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○理事(阿具根登君) それではそのよう

に決定いたします。

海野委員に申し上げますが、小林参

考人は、本日御多忙なところを、まげ

て御出席願いましたので、他の会合の都合で、時間が著しく制約されておられるのでありますので、その点御考慮の上、さっそく質問に移っていただきます。

○海野三朗君 開銀の総裁の小林さんにお伺いいたしますが、今日の新聞報道によりますと、あなたの談話として、

て、当面開銀の基準金利区分を引き下

げることは民間銀行を圧迫するおそれ

がある、政策的に引き下げるよりも、自然の成り行きを見た方がよいと

言われておるようでありますが、日本開発銀行法によりますというところ、貸

付利子というものは、開銀が赤字にならぬようにきめるのであって、利益を

あげろという規定はどこにもない。しかも資金コストは一般民間銀行より安

い。だから、当然なるべく貸付利子は安くすべきだと思ふのであります。が、

通産省から、民間貸出金利の低下を理由に、開銀の基準金利を八分の一

下げを要求した。それを断られたようでありますが、これは開銀法の趣旨

に反してゐるのではないかと思ふのでありますが、これはいかがなものでござ

いましょうか。

○参考人(小林中君) ただいまの御質問であります。御承知の通り、開発銀行は、金融の方式が、民間金融を補完、奨励をするという建前をとてお

るのであります。従ひまして開発銀行が、創立当時におきまして、基準金利

の一割の決定をいたしましたのは、その当時の市中金利というものを勘案いたしまして一割にきめたような次第であります。従つて今日開発銀行の基準金利のあり方というものは、私もやはり市中金融の現状を考へていくべきだといふふうに考へております。と同時に、金利というものは、自然、金融の

にありまふ場合には、開発銀行に對する産業資金の需要というものが非常に多くなつてくる。それは本来の開発銀行の使命でありまふところの市中金融の補充並びに奨励という意味ではないのでありまして、むしろ競合をする

ごとき形になるのではないかと、これを私どもは十分考慮して考へなければならぬと今考へておるのであります。

○海野三朗君 そういたしますと、開銀は市中銀行とにらみ合せて、利益をあげようという考へなのですか。

○参考人(小林中君) 開発銀行はおつしやる通りの使命に立つておりますので、ことさらに利益を追求するといふ考へ方は一つありません。しかしながら市中金融を補完し、奨励をしていくという使命を持たなければならぬのであります。従つて市中金融と競争をしていく、競合をするといふことは慎んでいかなければいかぬといふふうに今考へておるのであります。

○海野三朗君 開発銀行の融資は、民間銀行の融資とは趣きを異にしておられるように私はお見受けしてゐるので、どこにもここにも貸すといふような方向にいつていない。ワケをみずから、そしておられるのであります。資しておるのではないから、さらに銀行を圧迫するといふようなことは理由にならないと私は考へるのであります。たとへば電源の開発にいたしまし

ても、あるいはその他にいたしましても、わずかの金ではないのであって、市中の銀行に對して影響が及ぶとは私どもは考へられないのであります。それをたたいま総裁のお話によると、市中銀行を圧迫してはならないといふようなことをおっしゃられるが、どうもはつきりいたさないものであります。銀行と同様に貸していらつしやるのか、ワケを定めておやりになつておるのであります。

○参考人(小林中君) 御承知のように、開発銀行の資金の融資の現状を見えまふと、電源開発資金、あるいは船舶建造資金といふものが融資の大部分を占めておりますので、こゝういふものは、これも十分御承知だと思ひますが、開発銀行におきましては、特殊金利という制度を設けまして、これは金利の特別扱いをいたしておるのであります。そして、もう他の一般産業資金といふものが基準金利を適用されておるといふふうな現況であります。従ひまして他の一般産業に對しましては、やはり市中金利といふものを一応勘案をいたしましていくべきである。ただいまは考へておるような次第でありまして、決して決して開発銀行が高利を貸そうとか、あるいは利益追求をいたそうとかといふふうな考へは毛頭ありませんので、昨年の八月、各特殊銀行が金利引き下げをいたしました場合に、開発銀行は率先いたしまして、一割を九分に、一応大幅に引き下げておるような次第であります。今

後におきましても、決して開発銀行が現在の金利を堅持しようというような考え方は一つもないのでありまして、こしばらく金融の情勢をにらみ合せて、十分慎重に考慮いたしたいとたていまは考えておるような次第であります。通産省からは、まだ開発銀行に對しまして、何らかの意見の御開陳も聞いておられますのであります。しかし通産省の御意思のあるところも私もよくわかりますので、そういう意味で通産省の御意思に沿うようなことも、あるいはできるではないかと考えます。

○海野三朗君 この開銀の利子を安くすると民間の圧迫が大きいというようにことをおっしゃられますけれども、何ゆゑに民間銀行に金がねしなればならないのでありましかうか。政府の資金を動かすのに、ここまで金がねをする必要はないのではないかと、こう考へられるのですが、欧米諸国よりもきわめて割高な金利のために、いろいろな支障がある際でありますから、この際思い切って率先して金利を下げ、産業活動を一そう活発化されるような手段をなせおとりにならないのでありましかうか。あなたが民間銀行に金がねをしておるといふのは、大蔵省や銀行資本の手先になつてゐるのと同じに見えるのであります。同じ銀行屋でも、あなたのはあくまで政府機関でありましかうから、その趣旨で進むべきものではないのでありましかうか。その点をお伺いしたいのです。

○参考人(小林中君) 先ほども申し上げましたように、開発銀行の使命は、民間金融機関の補完奨励を使命としておるのでありまして、民間金融機関と

競争をしていくというふうな立場はとらないということが基本的な問題だと思ふのでありまして、そういう点からいいますと、やはり金利というものを、一応民間の金利というものを土台にいたしまして、それを基礎に開発銀行の金利というものを勘案していきたい。ただし、政府が特別に保護奨励をすべき業種であるというふうなものに對しましては、先ほど申しましたように、特別金利というものを現在適用しておるのであります。さよう御了承願います。

○海野三朗君 ただいまのお話では私は納得いかないのは、あなたが今まで貸してやるところにはワクがございまして、一般にどこへでも貸すというのではないのでありましかうか。それでありまして、普通の銀行が及びもつかぬようなところの何億という金を動かされるのであるからして、銀行屋を圧迫するといふふうには考へられない。ワクをお持ちになつておるはずだと思ふのでありますが、どうなんですか。いつでもそれをお貸しになつてゐるのであります。

○参考人(小林中君) これは御承知のようになつておるけれども、一般産業に幾らといふふうなワクがきめられておりました。個々の産業に對しては、何らワクといふものは現在ないのであります。従ひまして御承知のごとく、市中金融の状況が非常に緩慢になつて参りました場合には、産業資金といふものは、ある程度は市中銀行においてまかないがつくという状況になつておるのでありまして、前年度におきましても、開発銀行の資金計画は初年度におきまして五百九十五億という資金

計画を作りましたのを、これも十分御承知と思いますが、中途におきまして百三十億を市中銀行に肩がわりをしろという政府の命令によりまして、肩がわりをしておるといふふうな状態でありまして、積極的に市中の貸す対象に對しまして、開発銀行がそれと競合をするような貸し方は避くべきだといふことが、おそらく政府の趣旨ではないかと私も考えておるのであります。

○海野三朗君 いや、お貸しになるのは、市中の銀行を圧迫するからと言われるけれども、どこへでも金をお出しになるというのじゃないでしよう。国家資本でこれを産業を助けていくといふ立場から、電気事業とか、あるいは鉄鋼とか、石炭とか、大きなことだけ向つて貸しておるのである、それであるからして、銀行を圧迫するといふふうなことはない。私はその方の影響はあまり大きくないと考へるのでありますが、あなたはそれでも銀行の方に遠慮して、どうしてもそうはいかないものであるとおっしゃるのか。しかし現実の姿は、お話しになることははなはだしく違つておるのには私は思われるのであります。ことに電力や海運に特別な利率を適用してゐるのでありますから、特にその海運には六分五厘といふような利率を適用してゐること、は、そういうことがあるから造船業等の妙なことも引き起してゐるのである、この前に、開銀の前身である復銀の存在した時代におきましては、あの昭和電工の疑獄事件を引き起しておる。これはつまり利率につきましてもある場合には六分五厘、ある場合には九分といふふうな差別をつけ

ていらつしやるのは、私はどうしても納得がいかなないのでありまして、その点についてはいかうお考えになつていらつしやいますか。

○参考人(小林中君) ただいまの御質問であります。御承知の通り海運造船資金につきましては、船舶建造を政府は急いで積極的にやらなければならぬという建前をとりまして、先般の議會におきまして利子補給あるいは元金の保証といふようなものを法律化しまして、法律として出されたのであります。かように政府の政策に基づきまして政策を基礎といたしまして、私どもは船舶に對して六分五厘の特殊金利を適用してゐるといふふうな事情でありま

す。また電力におきましても電源開発法に基づきまして、その趣旨に順応いたしまして特別金利というものを適用してゐるといふふうな事情でありまして、その前の御質問の、ワクがある、こう仰せになるのでありますが、つまり三十年度におきましても五百九十五億という資金計画を立てました。その中を百三十億市中にまかせるといふ政府の命令を受けてまかしたのであります。こういうものはみなワクがありま

す。そのワクを、おっしゃる通り一応ワクはありますが、そのワクを開発銀行が貸すこととはしなくて、市中にそれを融資させるというふうな政府の趣旨に基いてそういうふうな処置をしてゐるわけでありまして。

○海野三朗君 そういたしますと、その利率のいろいろな利率でやつてゐるといふのは政府の指示によるとおっしゃるものであります。

○参考人(小林中君) 金利をきめますことは本来開発銀行が独自に、開発銀

行の金利は開発銀行がきめるのであります。しかしながら政府がそういう政策を法律等によりましてはっきり明確にされた場合には、その政府の政策に順応いたしまして、開発銀行としましてはその政策の方向に基づきまして適当に金利をきめて参るといふことであり

ます。

○海野三朗君 ただいまのお話では、金利は開銀がきめるといふことだったのであります。さういふふうなことをひきと申します。ある場合には利率を幾ら幾らにしようといふ御自由をお持ちになつておることが疑獄を生む根本であると私は思ふのであります。総裁はいかうにお考えになつておられますか。

○参考人(小林中君) ただいまのお話は、主として船舶金融だと思ひますが、これは利子補給法あるいは元金保証等の法律が作られておりました。その法律の趣旨に基づきまして、開発銀行といたしましては、国家資金でありま

すがゆゑに、その政府の政策に基づきまして特殊金利を適用していくといふことでありまして、御質問の趣旨はその法律がどうかといふ問題にさかのぼるのではないかと考へるのであります。

○海野三朗君 いや、その法律がどうかといふわけではありませんが、あなたがその金利をおきめになるのに、こういうふうなごぼりがあるといふこと自体がよろしくないではないかと私は思ふのであります。さういふこととありますが、一分の金利の違いであつても、そこに莫大なる差を生ずるものである。従つてこの疑獄というものが

そういうところから出てきやすいのである。疑獄の温床であるというふうには私は思うのである。そこで総裁にお伺いしたいのは、そういう金利をおきめになることがどうか。もう少し一樣に九分なら九分、あるいは六分五厘なら六分五厘というふうにはっきり一定されるのがほんとうじゃないか。そこに差をつけるということ、そこに疑獄の温床があると私は考えられるのであります。総裁はいかようにお考えになつておりますか。ある場合には少しは負けてやろう、ある場合にはこいつはとつてやろうというような御自由があるから私はいかんのじゃないかと、こう思うのでありますが、いかがなものでありましょう。

○参考人(小林中君) この御質問は産業別に金利というものがきめてあるというふうなことでありまして、個々々の貸付に対して金利の等差をつけておるものではないことは、これは十分御承知だと思ひますが、産業別に対して等差をつけるということがよろしくないという御趣旨だと、そう承わつてよろしゅうございますか。産業別に等差をつけることがよろしくないという御趣旨に對しましては、私どもはこう考えるわけなんです。政府がその特殊の産業を国の経済の興隆のためにどうしても育成強化をしていかなければならぬのだと、こう考へて、政府がそういう政策をお立てになつた場合には、これは市中ではそういうことはいたしません、いわゆる国家資金でありますために、政府の政策に方向を一にいたしまして、そうして特別金利を適用する。特別金利を適用するということとは、その産業が今後育成を希望するか

らして特別金利を適用するのであります。一般産業と同じレベルにあると考へる産業は、私どもは特別金利は適用する必要はないと今考えております。

○海野三朗君　もう一つ私はお伺いしたいのであります。ハッピー・ミシンの金藏については、開業銀行で貸しそうなお話であつて、相当長く引きずられて、これには脈がないからと、いつて断わられたあのミシン産業でありますが、そういうのに対してあなたのほうで、お断わりになる。つまり開銀というのは相当お金が普通の銀行に比べても豊富にあるはずだと私は思うのです。が、やはり貸す、貸さんというのあなたの取捨選択、どういう基準においておやりになっておるのであります。か、鉄鋼にしても、石炭にしても。

○参考人(小林中君) ただいまの御質問でありますが、開発銀行は常に資金が非常に豊富であるというお話であります。これは開発銀行の資金というものは豊富でないのをごいまして、実際上年初におきまして計画を立てまして、その計画を順次消化をして参りまして、その政府のあるいは郵便貯金、あるいは簡易保険とかいうようなものの資金源がなくなりますると、政府はいつでも開発銀行の資金を中途におきまして切り得るのであります。この例はもうすでに二十九年、三十年、両年度においてそういうことになつておりまして、二十九年のごときは、年度末の二月におきまして資金が大幅に切られたというふうなことでございまして、その資金の切られるまでは、大体融資の対象として開発銀行は審査なりそういうものを進めて参つ

ておりますが、政府の都合でばつと切られるものですから、そのときになりますと、これは資金がなくなるので、不本位ながらこれはお断わりするより仕方がない。こういうような例はあるのであります。これは私どもは非常に遺憾と考えておりますが、政府の都合でそういうことをされるのであります。どうぞその点は御了承願いたいと思ひます。

たいのは、海運の方は六分五厘利子補給は法案が通ったわけでありますが、あの騒ぎのときにはあなたが開銀の総裁としていらしたのでありますか。

○参考人（小林中君） さようであります。

○海野三朗君 この国家産業につきま
してここに等級をつけておられるとい
うことに對しましても私は非常に釋當
でないと思ふのでありますが、鉄鋼及
び石炭、その方が九分で、造船、電
氣は六分五厘というふなこと、そう
して結局困り抜いてしまふというこ
の石炭の方なんかは合理化法案といふ
ようなものを出さなければならぬよ
うなことになるでしょう。ただいまで
鉄鋼などは景氣がいいから合理化法案
なんというものは足踏みしておるよ
うであります、これも困つてくると結
局そういうことになるのじやないか。
いか。こういうふうな産業に對してど
れだけ電氣の方と差がありましよう
か。海運の方とどれだけ差があるの
か。私はほとんど差別がないのじや
ないかと思ふ。そこにおのづからワ
タをきめておられるのであるからし
て、利息なんぞは同一にいてもいい
ないかと私はそう思ふのであります

が、その辺はいかなもんでございませうか、お伺いいたしたい。

○参考人(小林中君) ただいまの御質問でありますが、日本の経済復興、産業開発の基幹事業として、政府は電力の開発、海運の拡張ということを基本産業としてお考えになったと思うのであります。従つて先ほど申しましたような法律も作られたというふうに私ども

もは考へておるのであります、そういう意味からいきまして政府が政策として助成、育成をして行きたいという産業に対して、開発銀行という建前からいきまして特殊金利の適用をいたしておるというふうな次第でございます。

○海野三朗君　今のお話はそれは政府の方針であるからとおっしゃればそれまでありますが、こういうふうなあたり方はどうも私ははなはだ満足がいかないのでありますが、総裁御自身としてはどういうふうにお考えになっていらっしゃるのですか、このままでよろしいとお考えになっていらっしゃるのですか、御信念のほどをお伺いいたしたい。

○参考人(小林中君) 私といいたしましては日本の経済が正常化し安定をして参りました場合は、仰せの通り海運でもあるいは電力でもそういった特殊の取扱ひをしなくても事業として成り立つべきような状態に一日も早く行くべきことを希望いたしますのであります、終戦後の状態におきましては電力の開発といふものが日本産業の復興にはやはり基本的な問題であつた、こう考えるのであります。また海運にいたしまして、日も、終戦後の状態から参りますと、日本海運の戦前復興ということが国の収

支の上からいきましても非常に重要な問題であつたというふうに考えられてこれはそういうふうな計画を政府がお立てになつたということも、私どもは反対の理由は今ないと考へます。

○海野三朗君　そういたしますと、つまり政府の方針に従つてこの利率なんぞもみなこれを準法していらっしゃるというわけでございますか。

○参考人(小林中君) 金利その他を勘案いたしまする際におきましても、もちろん国家金融機関でありますので、政府の政策というものを基本的に尊重をし、その政策の上に立つてものを考へて行くということであります。

○海野三朗君 もう一つ私はお伺い

たしたいのですが、以前には復興金融
金庫がありまして、あの昭和電工の疑
獄を引き起した、また開銀になってか
かこの造船疑獄を引き起した。その疑
獄の起ったところは那邊にあるかと申
しますと、この金利を勝手にいろいろ
に変えるというところに私はあると思
うのでありますが、そのことにつきま
してあなたはどうかいうふうにお考え
になつていらつしやいますか。

○参考人(小林中君) 造船疑獄の問題は、何か開港銀行がそれを起したんだというふうな御質問であります。これは実態をよく御承知だと思ひます。が、開港銀行は造船疑獄には何らの關係を持っておりませんので、むしろ法律自体が關係ありとすればあったかも知らんというふうな私どもは疑念を保持しております。

○海野三朗君 いや、開港としてはどうこうと私は申すのではありませんけれども、いやしくも国民の莫大なる金を貸し付けるというところの重大なる

責任をお持ちになっておるのであつて、そのことからほかに影響して、ここに好ましくない現象が起つてくることを考えますと、あなたの責任というものはまことに重大であると私は考へるのでありますが、その辺いかがなものでしょうか。

○参考人(小林中君) 御説のごとく開発銀行の資金というものは、国民全体の資金と申してもよろしいうございませう。従いましてこの資金の運用に對しては最も慎重に、最も公平を期さなければならぬ、従つてあなたのおっしゃるごとく、責任は重大なることを私どもは常に日ごろ感じておるわけでありまして、従いまして開発銀行の資金運営に對しましては、私どもはさうな氣持で終始一貫業務をしておるのであります。その点は私の口から申し上げるのもどうかと思いますが、私どもは何ら非難を受けるべき状態には現在ないと考へております。

○海野三朗君 今、總裁のお話の通り、私がこの事件についてどうこう申し上げるのではありません。ただこれから開銀がもたらした、それからそれへと發生してくる事情が、好ましくない事柄が起つてきますので、それに対するあなたの御信念と、また今日までおとりになつてきました御信念を私は承りたいと思つたのです。

○参考人(小林中君) たいまお答え申しましたような信念に基いて、開発銀行の運営をいたしておるのであります。従つて開発銀行をいたしましては、できるだけ事情の許す範囲においては産業の開発、復興のために力を尽していくべきだと現在も考へておるのであります。

○理事(阿具根登君) ほかに總裁に対する御質問ございませんか。小林開発總裁に對する質疑は終了したものと認めることに御異議ございませんか。

○理事(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

○参考人(阿具根登君) 御異議ないと認めた。それでは小林總裁に對する質疑は終了いたしました。御多忙中のところ、どうも御苦勞様でした。ありがとうございます。

○理事(阿具根登君) 次に中小企業振興資金助成法案を議題といたします。

この際お諮りいたしますが、きのうの委員会の審議において、本法による貸付と、中小企業専門金融機関との関係が問題となりましたので、本日は中小企業金融公庫の坂口總裁の御出席を特にわづらわしました。坂口總裁を参考人として御意見を承ることは御異議ございませんか。

○参考人(坂口芳久君) 二つの点についてのお尋ねのように存じますが、この今回の法律によつて設けられます制度は、従来この法律のない以前におきまして、従来この法律のない以前におきまして、これとほぼ同じような制度がございましたので、その制度を実施しております際に、その制度を実施するに、この制度がうまく実施でき、そのために、この制度を組み合せて、私どもの方の融資も考へておりました。府県によりましては、たとえば東京府にあるいは大阪府のように、補助金にわたる無利子の貸付をなさる場合、その不足部分につきまして私どもの方が御援助を申し上げておった例もございませう。また私どもの方ばかり

案による貸付は無利子貸付であるといふところに一つの特徴を持っております。中小企業専門金融機関としての立場から、まず第一に本法案による貸付と、専門金融機関の融資はどのように調整せらるべきであるとお考へになつておるか。

次に本法案の貸付を受けようとする企業は、所要資金の半額は自己調達を行うことになっておりますが、自己調達資金中に、中小企業金融公庫や商工組合中央金庫等の政府資金もしくはそれに準ずるような資金を初めから引き当てにするのは穩当でなく、純粹の自己資金を一定度確保した場合に限つて資格者とみるのが妥當ではないかと議論も出ています。この点についていかようにお考へになつておるか。

右二点について御見解を承りたいと存じます。

○参考人(坂口芳久君) 二つの点についてのお尋ねのように存じますが、この今回の法律によつて設けられます制度は、従来この法律のない以前におきまして、従来この法律のない以前におきまして、これとほぼ同じような制度がございましたので、その制度を実施しております際に、その制度を実施するに、この制度がうまく実施でき、そのために、この制度を組み合せて、私どもの方の融資も考へておりました。府県によりましては、たとえば東京府にあるいは大阪府のように、補助金にわたる無利子の貸付をなさる場合、その不足部分につきまして私どもの方が御援助を申し上げておった例もございませう。また私どもの方ばかり

でなく、金融機関におきましてもこれに御援助して金融をいたしている例もございませう。私どもやはり政府機関でございませうが、この制度のごとく無利子でお貸しするところまではいきません。それから、この金融という立場以外に、こういう補助金的性格の資金が出ますことは、中小企業の中で収益が少く、また新しい仕事があるいは合理化等の場合には、私どものような金利のあるものではむづかしいものに対して、こういうような無利子の貸付のありますことも非常にいい制度であつたとこれまで考へて参つてこれに御協力して参つた次第でございませう。

それから第二点の、この制度によりまして補助金を受けるものも残りの半額は自己資金でやるのがほんとうではないかというようにお尋ねでございますが、その全部を他の金融機関から借りますることはどうかと存じますが、その半額のうちの一部分につきましては、自分の力で、ほんとうに自分の自己資金を充てる、他の部分につきましては専門の金融機関等から援助を受け、借りますことはこの制度を動かしていきまします上には必要ではないかと私は考へております。

以上一応お答え申し上げます。

○理事(阿具根登君) ちよつと速記をとめて。

○理事(阿具根登君) 速記を起して下さい。

○参考人(坂口芳久君) 自己資金のうち何割が適當か、これは業種によつて非常に困難なのでございませうが、私どもといたしましては、あるものには半額というこをはっきり示しておるも

前に通過せしめたのでありますが、その後の營業の狀態、つまり焦げつきがどれくらい、また利益がどれくらい、そういう方面の詳しい一覽表を拝見したいと思ひますから、その資料の御提出をお願いしたいと思ひます。その後の進捗狀態をお願いしたいと思ひます。

○参考人(坂口芳久君) 詳細の資料につきましては後刻御提出申し上げますが、できましてからちよつと二年半で、貸付の残高は三月末で五百二億になつております。その中で延滞いたしましたのは公庫貸付資金だけで申しますと、大体三割くらいの延滞分がございませう。このほか開銀とか、見返り資金とか、復金などになります。それとそれからまた延滞分が違つておりますが、それらにつきましての資料は後刻提出することになります。

○理事(阿具根登君) それでは私から御質問申し上げますが、先ほどの第二番目の質問に對しまして、私どもの意見に御賛成の印象を承りましたが、純然たる自己資金は何割くらいを要当と考へられておられますか。この点が一点と、現在までの中小金融公庫が割りあつた業種に對する比率がわかつておつたお知らせ願ひたい。先般本委員会におきまして機械工業を審議する場合に、機械工業に六〇%の融資をされておるということを承つておりましたので、そういう点も合せて御答弁願ひたい、かように思ひます。

○参考人(坂口芳久君) 自己資金のうち何割が適當か、これは業種によつて非常に困難なのでございませうが、私どもといたしましては、あるものには半額というこをはっきり示しておるも

○海野三朗君 私は總裁にお伺ひしたものでありますが、中小企業金融公庫法案は、この通商産業委員会において

いじやありませんか。廓くそほどの金だと私は思うのですが、国の予算から考えれば。しかも中小企業というのは非常に範囲が広い、この広いところに四億というのはあまりに少ない。ないよ

りはそれはあった方がいいですよ、今大臣も言われたように、ないよりはこれは一段の進歩ではありましようが、予算を組むときにこんな予算の組み方ないじゃありませんか、私はそれをちょっと承わりたい。

○説明員(鳩山威一郎君) たいま仰せの通り、中小企業対策としていろいろな——まあその一つの対策として近代化の補助金というふうなものが出ておるわけでありまして、これらの性格につきましても、いろいろ金融でやるような面といういろいろ混合する面がございます、この補助金につきましては逐次増強をはかって参りたい、こう考えておりますが、一方中小企業金融公庫の方で金融面を通じて毎年その資金の拡大をはかっておるわけでございまして、一つの中小企業がございまして、これらの設備を増強したいというふうなときには、やはり本来は金融がうまく円滑につくというのがまず第一に考えるべきことでございまして、この点につきましても、本年度の予算におきましても非常に財政投融資の面で格段の資金量確保してあるわけでございまして、これらと相待ちまして、おのおのやって参るといふふうに考えております。

○海野三朗君 あなたが予算を初め組むときに、一体何に割り当てて組まれたのですか。大蔵省としては、初めから四億幾らなんでしょうか。

○説明員(鳩山威一郎君) どうも御質問の趣旨がよくわかりませんが……。

○海野三朗君 通産省が何ば要求したか。それに対してあなたの方ではどういう御意見であったか、一つ承わりたい。もし、初めからこれだけのことし

か要求しないということであるならば認識不足ではなはいと私は思うのですが、その辺を承わりたい。

○説明員(鳩山威一郎君) その点につきましては、むしろ通産省当局の方から御説明があった方がいいと思ひます。私もといたしまして、前年の金額に

対しまして、財政投融資を含めまして非常な重点施策として増加を努力して参つたのでございまして、中小企業対策として、一般会計の面におきましても前年に対しまして約二億——前年度の五億四千六百万円に對しまして、今年度中小企業関係の予算総額をいたしまして七億四千八百万円——は二億の増額を考えたわけでございまして。まあこのほか、公庫等の増額ももちろんございまして、私もといたしましては、中小企業対策の重要性にかんがみまして、できるだけの増額に努力して参つたつもりでございまして。

○海野三朗君 通産大臣にお伺ひしたいのですが、これは通産省としては、やはり初めから四億を要求なさつたのですか、いかがでありますか。初めからこんな四億の金を御要求なさつたのかと思ひますが、御要求不足じゃないかと思ひますが、何ば一体要求なさつたのでありますか、それを承わりたいと思ひます。

○国務大臣(石橋湛山君) さきに申し上げますように、それはこういう金は多々益々弁すから、多ければ多いほどいいと考えられるのですから、通産省としてはできるだけの多くのことを希望していることは申すまでもありません。しかしながら、実際の運営においては、その金を借りる借りることもっていくことは必ずしもいいことじゃ

ないのであります、やはり府県も当業者も真剣になつて自分の事業の改善をはかる、こういう気持とびつたり合はんといけませんので、そこで、通産省としても多いことは望みますが、しかし必ずしもそう一ぺんにふやすという考えを持つておりません。要求はもう少し多かつたかも知れませんが、しかしその差額は幾らでもありません。大体中小企業に関する点につきましては、通産省の最初の希望に應じた予算の査定が行われたのであります。

○海野三朗君 初め通産省は大蔵省に對して何ば要求なさつたかを私は伺つてゐるのであります。

○政府委員(佐久洋君) 今正確な数字をここで持つておりませんが、これはもう何回も途中で数字が変わりますので、たしか最初私どもが出した数字というのは六億幾らかと記憶しております。それからあとでも少しふえまして、九億という数字になつたと思ひます。そのあと、今度実際の事務折衝に入るわけではあります、御承知のように、今大臣からもお話がありました、多々益々弁すではありますけれども、出す方のもとは限られておりますので、長い折衝の過程で、結局先ほどからのお話に出てゐるような数字に落ちついたわけでありまして、当面、三十一年度の課題として、この四億何千万円か最も効果のある運用をはかつていきたいといふふうに考えております。

○海野三朗君 この四億ばかりのお金では一体この中小企業の方は何件くらゐ貸付できるとお考えになつていらつしやいますか。初めに六億とか九億とかいふような、今長官からのお話がありまして、どれだけを目当てにしてその予算のあれを立てられたか、ただ總花的に少し鼻薬をやるばいいのだというふうなばく然たるお考えではなかつたかといふことを私にお伺ひしたい。これでもって中小企業の方に理解がある政府のやり方だなどといふことはどういふ言われぬです。このくらゐばかりの、鼻くそばかりの金をもつて、私はそう考えますが、いかがです。

○政府委員(佐久洋君) 三十一年度におきましては二億三千七百万円の貸付が行われたのであります、件数としましては企業数で八百二十二でありまして、

○海野三朗君 この八百二十二件では全国にいたしますと一件についてどれくらいになりますか。一件についてはわすかです、これはほんとうに二階から目薬です。私はこういう金をこそ最も政府が力を入れなければならぬ、従つて通産当局の起算の仕方があまりにもずさんだと私は思ふのですが。

○国務大臣(石橋湛山君) 海野さんの御質問もつともでありがとうございします。非常にふやせ、ふやせと言われまして、われわれとしては今後必ずす方に国会でそういう論議が出ることは私通産省としてありがたひであります、しかし先ほどから申しますように、府県が一緒にやつてくれないと中央政府が中小企業にいきなり金をばらまいたつて何に使われるのかかわらないといふこともあるので、監督もできませんので、やはり効果が上らない。通産省として予算を組みます場合は今までの例を見まして、各府県がどれだけ

の、中央政府が出す同額を府県が負担をしてやるということになつております。府県によつては実はそれだけの負担ができない、せつかくこつちで出してやろうといふときでもお断わりというものがなきにしもあらずで、そういうこともありますので、その熱意に応じてどれだけの消化できるだらうといふことを計算してやつておりまして、四億幾らというものは必ずしも、非常に要求があるのにそれをむやみにたたき切つたといふほどのものじゃございしません。当業者及び府県の熱意を相当満たし得る程度のものを予算にしたのであります。

○西川弥平治君 一つだけ伺つておきたいと思ひますことは、この中小企業振興資金助成法案、それから機械工業振興臨時措置法案、この二つの法律で一方は六分五厘で中小企業に金を貸してやろうといふのである、一方は無利息で金を貸してやろうといふのでありますから、いずれも中小企業に對してはまことにありがたい法律でございしますが、今までかなりの大きな額に上つておる中小企業金融公庫からの貸し出しは最初一割でありましたが少し下りまして九分何厘に金利がなつておるわけでありまして、しかも先ほど確實な数字を坂口総裁がおっしゃつたやうであります、私聞き忘れましたが、約六百億近い金がある貸し付けられてゐる。それが九分何厘という利子で、今度出た二つの法律は六分五厘なり、あるいは無利息であるといふやうなことになる、今までのものが非常に何だか高い利子をつけているやうな感じになるやうであります。特に中小企業金融公庫の九分何厘という利息は決

本金一千万円以下、従業員三百人以上
 ということであれば、従業員二十人の
 ところも三十人のところもある。資本
 金が百万円のところも、三百万円の
 ところもある。これらのところが、いず
 れも業種によつては、経済単位が資本
 金五百万円ならいい、従業員が百人な
 らいいというところがあるわけです。
 それなら経済単位を引き上げるため

に、企業合同についての積極的な助成を
 すると、また協同組合化を急がせ
 るということも、あわせて金融措置と
 ともにやらなければ、私はほんとうの
 中小企業振興対策にはならないと思
 いますが、それはどうでしょう。

○國務大臣(石橋湛山君) いや、ごもつとです。実は今も私はよく存じないのですが、ある程度やっておたのでありましようが、率直に申しまして、中小企業というのは実態がわからない。ですから今の原料關係にしても、規模のことにしても、ほんとうのものは政府は握つておらない。そこで今年予算で何がしかの金をいただきます

して、今度は中小企業そのものの実態調査をやらう、その実態調査の上に立つて、お話のようなことをやるようになるだらうと思います。今まではその点が実情に欠けておりました。

○河野謙三君　きのう当委員会では、私がお尋ねしました、その点で、本日までに長官から御説明をいただくことになっておりましたこの本措置による対

象業種というものにつぎましての、通産省より具体的に一つ御説明をいたしたいと思います。

○政府委員（佐久洋君） 昨日御質問が

ありまして、きょうお答えを申し上げる約束をしておりましたので、その点

について御答弁申し上げますが、お尋ねの点は中小企業振興資金助成法によって、補助対象となる、つまり設備近代化の補助対象となる業種と、その設備はどのようなものか、これを限定すべきではないかという御質問でございますが、対象業種といたしましては、中小規模の経営の分野として適切である、すなわちその規模の形態からいって中小規模でやるのが適切であるということが第一に要件として考えられますものであつて、かつ輸出振興の観点から特に設備の近代化を早急に必要とする、こういう二つの観点から業種を選定したい、かように考えております。

それから対象の設備といたしましては、その近代化によりまして品質の向上をはかり、あるいはコストの引き下げを期待できるというような、経済的な効果が大きくて、しかも輸出の振興に役立つ、こういうものを設備対象として考えたいというふうに思つてゐるわけでありませう。

そこでただいま申し上げましたような基準によりまして、通産省の内部で、各関係局とたゞいま相談を進めてゐるところであります。大体今までの過程でこの対象となり得るものについて申し上げますと、業種といたしましては綿スフ織物業、その中の設備といたしましては、広幅力織機、高速管巻機、それからさらに業種として、絹人絹織物業、その設備といたしましては、高速管巻機、広幅力織機、それから業種として、作業工具製造業、その設備といたしまして、自動旋盤、工具研磨盤、それから農機具製造業、その設備として大型旋盤、刃切盤、静電塗

装設備、あるいは赤外線乾燥設備。さらに陶磁器製造業として、真空土煉機、自動成型機。ガラス製品製造業、設備としては連続式徐冷窯、こういうものを考えておりまして、これは若干今後の検討におきましてふえると思ひます。

こういう業種と設備を選定いたしまして、御提案申し上げておりまする本法案の十二条の基準として、これを都道府県に指示するわけでございます。

このほかにいわゆる輸出向きの地方特産業種というものがございまして、これは一定の金額の範囲内で、輸出の振興に役立つ、あるいはコストが下るとかいふような基準に従ひまして、都道府県そのものが業種、設備を具体的に選定いたしまして、毎年定めます事業計画の中にそれを掲げて、それを通産大臣が承認するという形をとりますので、そこで全国的に一律に見られる業種のほかに、特に他方特産品として輸出に役立つというようなものも掲げていきたい、こういうふうな方法をとりたいと思つてゐるわけでありませう。

それからこの自己資金と申しますか、都道府県の貸付金と、一般市中機関あるいは国の金融機関から借りるもの、ほかに、自分で資金をある程度持つべきであるという御趣旨がありました。これは私ももつともだと思ひますので、ある一定限度の資金はぜひ用意するということの一つの条件として基準に入れたいというふうに思つております。ただそれが業種ごとに状態がかなり違つておりますので、業種ごとの基準として資金を幾ら持つべきかというのをきめたい、かように考えております次第であります。

○河野三郎 そうですと、コンクリートされたものではありませうけれども、あらかじめ今御説明になったような業種は本省で業種を指定する、それ以外に各府県にある特殊な輸出とながる産業につきましては、府県からの申請によつてこれを承認を与える、と、こういうふうなことにしようと思ひます。

○河野三郎 そうですね、資金の分け方です、四億七千万円を各府県に割るわけですね、その場合に各府県から特殊な産業につきましての追加の申請があると見なければならせん。そうすると、四億七千万円は全部分けてしまふので、幾らかのものを留保しておいて、そして三億五千万円なら三億五千万円だけ分けておいて、あとの保留金については追加の品種について備える、こういうことになりませう。

○河野三郎 そうしますと非常にこまかい話になります、資金の分け方です、四億七千万円を各府県に割るわけですね、その場合に各府県から特殊な産業につきましての追加の申請があると見なければならせん。そうすると、四億七千万円は全部分けてしまふので、幾らかのものを留保しておいて、そして三億五千万円なら三億五千万円だけ分けておいて、あとの保留金については追加の品種について備える、こういうことになりませう。

○河野三郎 そうですね、資金の分け方です、四億七千万円を各府県に割るわけですね、その場合に各府県から特殊な産業につきましての追加の申請があると見なければならせん。そうすると、四億七千万円は全部分けてしまふので、幾らかのものを留保しておいて、そして三億五千万円なら三億五千万円だけ分けておいて、あとの保留金については追加の品種について備える、こういうことになりませう。

○河野三郎 そうですね、資金の分け方です、四億七千万円を各府県に割るわけですね、その場合に各府県から特殊な産業につきましての追加の申請があると見なければならせん。そうすると、四億七千万円は全部分けてしまふので、幾らかのものを留保しておいて、そして三億五千万円なら三億五千万円だけ分けておいて、あとの保留金については追加の品種について備える、こういうことになりませう。

○河野三郎 昨日来私がしばしばお尋ねしている借主の自己資金の問題ですが、従来のこの種の政府貸付の資金の回収状況を見ましても、この際は借主が自己資金を相当量負担するという前提がなければこの資金の運用、今度は特別会計を作るようですが、これは非常に混乱を来すと思ふんです。それにつきまして政府は自己負担をたえ、二〇%以上とか、たとえ三〇%以上とか持たなければ貸付の対象にしないというふうなことにしようと思ひます。

○河野三郎 そうですね、資金の分け方です、四億七千万円を各府県に割るわけですね、その場合に各府県から特殊な産業につきましての追加の申請があると見なければならせん。そうすると、四億七千万円は全部分けてしまふので、幾らかのものを留保しておいて、そして三億五千万円なら三億五千万円だけ分けておいて、あとの保留金については追加の品種について備える、こういうことになりませう。

○河野三郎 そうですね、資金の分け方です、四億七千万円を各府県に割るわけですね、その場合に各府県から特殊な産業につきましての追加の申請があると見なければならせん。そうすると、四億七千万円は全部分けてしまふので、幾らかのものを留保しておいて、そして三億五千万円なら三億五千万円だけ分けておいて、あとの保留金については追加の品種について備える、こういうことになりませう。

○河野三郎 そうですね、資金の分け方です、四億七千万円を各府県に割るわけですね、その場合に各府県から特殊な産業につきましての追加の申請があると見なければならせん。そうすると、四億七千万円は全部分けてしまふので、幾らかのものを留保しておいて、そして三億五千万円なら三億五千万円だけ分けておいて、あとの保留金については追加の品種について備える、こういうことになりませう。

○河野三郎 そうですね、資金の分け方です、四億七千万円を各府県に割るわけですね、その場合に各府県から特殊な産業につきましての追加の申請があると見なければならせん。そうすると、四億七千万円は全部分けてしまふので、幾らかのものを留保しておいて、そして三億五千万円なら三億五千万円だけ分けておいて、あとの保留金については追加の品種について備える、こういうことになりませう。

が最も有効であらうということで国の負担と都道府県の負担というものを同率にしたわけでありませう。

○河野三郎 県がその負担にたえるでしょうか。今はどの県でも火の車ならざるなから、どうですか。

○河野三郎 そうですね、資金の分け方です、四億七千万円を各府県に割るわけですね、その場合に各府県から特殊な産業につきましての追加の申請があると見なければならせん。そうすると、四億七千万円は全部分けてしまふので、幾らかのものを留保しておいて、そして三億五千万円なら三億五千万円だけ分けておいて、あとの保留金については追加の品種について備える、こういうことになりませう。

○河野三郎 そうですね、資金の分け方です、四億七千万円を各府県に割るわけですね、その場合に各府県から特殊な産業につきましての追加の申請があると見なければならせん。そうすると、四億七千万円は全部分けてしまふので、幾らかのものを留保しておいて、そして三億五千万円なら三億五千万円だけ分けておいて、あとの保留金については追加の品種について備える、こういうことになりませう。

○河野三郎 そうですね、資金の分け方です、四億七千万円を各府県に割るわけですね、その場合に各府県から特殊な産業につきましての追加の申請があると見なければならせん。そうすると、四億七千万円は全部分けてしまふので、幾らかのものを留保しておいて、そして三億五千万円なら三億五千万円だけ分けておいて、あとの保留金については追加の品種について備える、こういうことになりませう。

わめて悪い状況にかんがみまして、自己資金をある程度調弁せざるというような条件を付して、回収の万全を期せられることもまた意はならぬことだと、かように思います。それらのことにつきまして十分な配慮を払われることを特に希望いたしましたして私は本案に賛成するものであります。

○西川弥平治君 私は中小企業振興資金助成法案に対して賛成をいたすものでございますが、ただこの貸付の方法でございますが、質問のときにも申し上げておきましたが、各府県がこの資金を貸し付けることに相なるのだそうでございますが、その際におきまして貸付の方法が非常に私はむずかしい問題がここにあると思うのであります。ややもしますと、地方的ないろいろな事情にとらわれていくのではな付の状態でゆがめられていくのではないかとというようなことを非常に懸念をいたすものでございます。その点につきましては、格段の一つ御注意を下さることを一つ要望いたしまして本案に賛成するものでございます。

○海野三朗君 私は日本社会党を代表いたしましたいささか要望の件を申し上げて本案には賛成の意を表したいと思ひます。

先ほどからいろいろお話を承わってみますと、三十年代においては二億だったと、そして八百二十二件の件数があつたと、そういたしましたと一県に割り当ててまだ十七、八件ということになりますので、国家全体の中小企業から考えますと、まことに九牛の一毛の感なき能わざるものであります。それで先ほど通産当局並びに大蔵当局に強く質問したのであります

するが、四億幾らのこの中小企業振興資金助成というお金はほんとうに二階から目録の程度であつて、まあいわば中小企業全体から見ると、ほんとうに二階から目録程度であります。こんなことでは日本の中小企業が救われない。一國の隆昌の基礎は産業にあるので、通産省としてもこればかりのお金でもってやられることは、私ははなはだ不満なのであります。先ほど石橋通産大臣からはまずこれは序の口であつて、努めてこの額を増していききたいというお話でありました。それで私はこの法案はまことにけっこうな法案であります。ただこの運用の仕方において、地方の一部のボスの食ひものにならないようにしなければならぬし、そうして本年度は四億なんと言つても、来年度はこんな程度ではならぬ。来年度は、少くともこの十倍、四十億ぐらいを助成に支出するように、通産当局並びに大蔵当局に対して強く要望をいたしまして、本法案に対しては、一刻も早く法案であると思ひますから、私は賛成を表すものであります。今申しましたこの予算があまりに少いということに対しては、私は不満の意を表し、努めてこの額を増大せられるよう政府当局に要望いたして本案に賛成をいたします。

○理事(阿具根登君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。
中小企業振興資金助成法案を問題に供します。本案を衆議院送付案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

決することに賛成の方の挙手を願います。

○理事(阿具根登君) 全会一致でございます。よつて、本案は全会一致をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における口頭報告の内容、議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(阿具根登君) 御異議ないと認めます。よつて、さように決定いたしました。

報告書には多数意見者の署名を附することになっておりますので、本案を可とされた方は順次署名をお願いします。

多数意見者署名

西川弥平治	白川 一雄
河野 謙三	古池 信三
高橋 衛	中川 以良
深水 六郎	吉米地義三
海野 三朗	上條 愛一
小松 正雄	藤田 進

○理事(阿具根登君) 本日はこれにて散会いたします。

午後四時三分散会

昭和三十一年四月二十五日印刷

昭和三十一年四月二十六日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局